

## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| 工事名         | さいたま新都心合同庁舎2号館(20)建築改修その他工事  |  |
| 工事種別        | 建築工事   |  |
| 工事場所(都県)    | 埼玉県  |  |
| 工事場所(市区町村)  | さいたま市中央区新都心2-1   |  |
| 工事概要        | 敷地面積 23,633m <sup>2</sup><br>1. 建物<br>1) 庁舎<br>構 造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造<br>地上26階 地下3階 塔屋2階<br>建築面積：約5,600m <sup>2</sup><br>延べ面積：約101,400m <sup>2</sup><br>用 途：庁舎<br>2) 厚生棟<br>構 造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上1階<br>建築面積：約900m <sup>2</sup><br>延べ面積：約900m <sup>2</sup><br>用 途：庁舎<br><br>工事内容：内装改修、電気設備改修、機械設備改修 |  |
| 担当事務所       | 営繕部 保全指導・監督室   |  |
| 公告日/期限日/開札日 | R2.2.17 / R2.3.3 / R2.4.9  |  |
| 工 期         | 工事の始期から201日間(R2.5.11(工事着手期限)までに工事を開始)  |  |
| 入札契約方式/落札方式 | 一般競争入札(標準型) / 総合評価落札方式(施工能力評価型II型)   |  |
| 競争参加資格要件の概要 | 等級(ランク)  | 建築工事C等級又はB等級   |
|             | 本店・支店・営業所の所在地  | 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。  |
|             | 企業の施工実績等   | 平成16年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))<br>(ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で内装改修(ただし、塗装改修のみの場合を除く。)を含む工事<br>(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築に当たっては増築部分とする。))工事<br>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記(ア)、(イ)の同種工事は、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。 |

|  |                                |  |
|--|--------------------------------|--|
|  |                                | <p>なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>   |
|  | <p><b>配置予定技術者の資格、工事経験等</b></p> | <p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。</p> <p>また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置は要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1）主任技術者は、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。</p> <p>監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>2）1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかに掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））</p> <p>（ア） 施工実績（ア）と同じ</p> <p>（イ） 施工実績（イ）と同じ</p> <p>また、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。上記（ア）、（イ）の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、工事経験として認めない。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p> <p>3）監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>4）配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。</p> |